

内閣府公益認定等委員会公益法人の会計に関する研究会

「令和2年度公益法人の会計に関する諸課題の検討結果及び整理について」にかかるヒアリング
に対する回答[全体を通して]

公益法人の会計に関する研究会による今回の変更検討ポイントは、1. 一般に分かりやすくするための正味財産増減計算書の名称変更とそれに伴う内容の大幅な見直しであり、2. 変更する上では日本公認会計士協会が提案している非営利組織に共通するモデル会計基準をベースとする、の2点にあると理解しています。

また、研究会による検討手順は、まずは今回のヒアリング等を踏まえて検討を行い、次に他の財務諸表への影響や定期提出書類などの認定と監督の関係、公益法人への負担を検討するとの順番となると伺っていますが、実務者の立場としては、認定法と会計基準は不可分な関係にあることから、認定法と切り離すことは困難であり相関的な視点での回答となります。

- 前提として、公益法人の財務報告の目的は、大きくは「寄付者を含めた一般情報利用者にわかりやすく情報開示すること」及び「公益認定を受けていることから財務面により法律の要請に従うこと」の両方があると認識しています。
- 冒頭の1. について、研究会のご指摘のとおり「一般に分かりやすい」ことは重要です。一方で今回の問題提起は、実務を踏まえた解決策とは言えないように思われます。「一般に分かりやすい」ことを目的として平成16年会計基準に正味財産増減計算書が導入され平成20年会計基準でも引き継がれたという経緯を考えると、正味財産増減計算書に対して活動計算書をもって大幅な変更を行うよりも、正味財産増減計算書の定着化を図る上で分かりにくい部分の改善を図るという方法を検討するほうがこれまでの考え方や取組みの意義を尊重し実務を生かすことができるため、建設的かつ現実的な解決策と思えます。
- 冒頭の2. 非営利組織共通のモデル会計基準について、現状は法人形態ごとに根拠法が異なり、それぞれの法により求められる財務報告の要件が異なっていて複雑です。そのため、非営利組織共通の会計があれば一般に向けて分かりやすく比較しやすくなるということには賛同します。しかし、法人形態ごとに分けられている会計基準をひとつに合わせるためには、分けられていた要因を見極めるとともにその要因を解消することが先決ではないでしょうか。つまり、法人形態ごとと行政庁から求められる要件を見直して共通化することです。
- それを解決するには法律改正を含めた多くの変更や運用の見直しなどが求められ、非常にハードルが高いと思われます。とくに公益法人は認定法の要請に従う必要があることから平成20年会計基準が設けられ、行政庁からの指導も受け、大半の公益法人がそれを適用している現状にあります。そのため、法律と切り離して計算書を捉えることは困難であり、実務上もすでに導入している会計ソフトの組替えなど著しい労力と負担を強い

られることが懸念されます。これは、ともすれば公益活動の活性化を図ろうとする認定法とは真逆の結果を招く恐れがあるのではないかと憂慮いたします。

- 公益法人会計基準をわかりやすくするという視点は大切です。ただし会計の個別的技術的な議論に先立って、公益法人会計の目指す方向性を定めることが重要と考えます。例えば、平成16年基準以降は企業会計に近づけていくことが目指されていましたが、今後と同様であるのかどうか、その流れのなかで国際会計基準なども念頭に置く必要があるのかどうか、あるいは非営利組織共通の会計基準を策定するにあたり法律改正を前提とするのかどうか、そうした大きな方向性を定めていくうえで、実務者を含めた関係者で整理し議論する必要があると、当財団は考えます。

[ヒアリング事項]

(1) 公益法人の会計基準についての基本的な考え方について

公益法人の損益計算書となる「活動計算書」について、分かりやすく作成も容易であるべきという考え方について、どのように考えますか。

特に、公益法人会計をはじめ非営利法人の会計制度はそれぞれ別のものになっていますが、公益法人と他の非営利組織との比較や、利用者にとっての有用性や分かりやすさという視点も必要という考え方について、どのように考えますか。

[回答]

- ✓ 「わかりやすく作成も容易であるべき」といふ考えについては一般論としてはその通りと思いますが、現状と比較して捉えた場合は一般利用者や実務者である公益法人からのニーズと現状を踏まえて問題提起する必要があると思われまます。
- ✓ 公益法人会計基準において、昭和60年会計基準から平成16年会計基準に変更した際の方針は「寄付者等から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報の提供」（平成16年10月14日 公益法人等の指導監督等に関する関係省庁連絡会議申合せより抜粋）とあります。つまり、正味財産増減計算書の導入目的は、今回の見直しの目的と同一ということになります。そのため、いま改めて「わかりにくい」のであれば、これまでの取り組みに照らしてなお改善の余地があるという視点にたった具体的な問題提起がなされることが求められますが、今回の提案は、これまでの会計基準の考え方の経緯と実情を踏まえた論点整理の過程があまり伝わってこないように感じられ、唐突感が否めません。
- ✓ 正味財産増減計算書を含めた平成20年会計基準は、公益認定法と密接にかかわっており両者は不可分の関係にあります。従って、上述した一般目的と並んで、行政目的についても満たした建付けになっていると考えられます。そのため、まずは現在の計算書を尊重し、仮にわかりにくい箇所があるとすれば、法律の適用と矛盾しないかたちの是正を試みる必要があるのではないのでしょうか。認定法の意義を考えれば、施行されて10年余り経過する今はまさに定着化を図るための工夫が求められている段階なのではないかと思えます。対して今回は、定着化ではなく法律と切り離し根本的に見なおすような方向で会計処理の変更を検討しているように思われ、これまでとは異なる考え方をしている点が疑問です。
- ✓ 法人形態別の会計制度を改め非営利組織共通の会計基準を検討するというのは有用な議論

である一方、法人形態別となったのはそれぞれが規定される法律および行政庁の求めに応じている結果です。法人形態ごとの比較を重要視するのであれば、会計制度の様式を合わせる前に、行政目的である監督官庁あるいは法律上の要請・要件を統一するところからの見直しが必要ではないでしょうか。そこが置き去りにされてしまうと、非営利法人にとっては「比較しやすいという目的を満たす決算書類」と「行政目的を満たす決算書類」の二種類の資料を作成する義務を負わされることとなり、結果として公益法人を含む非営利法人の会計処理は現状以上に複雑なものとなっていくことが懸念されます。さらに提案されている活動計算書はモデル会計基準がベースとなっていると思われませんが、公益法人以外の法人形態での導入の見通しが不明瞭であるとしたら、比較しやすいという目的も満たせる可能性が低いと言わざるを得ないように思われます。

(2) 指定正味財産から一般正味財産への振替の会計処理について

現行の公益法人会計基準においては、寄付者等により用途等の制約が課された「指定正味財産」を公益法人が費消等するときには、「指定正味財産」から「一般正味財産」への振替処理が必要となっています。

この振替処理は公益法人特有の会計処理であって分かりにくく廃止すべきである、という考えについて、どのように考えますか。

【参考:振替の問題点】・「公益目的事業に使用すること」といった事業を特定しない制約でも指定正味財産に該当するかなど、どの程度の制約があれば指定正味財産として取り扱うことができるのか明確な基準が示されていない。このため、制約の具体的な範囲が明確にならないと制約の解除とそれに伴う一般正味財産への振替のタイミングと振替額を客観的に判断することが困難。(平成 26 年度研究会報告より)

[回答]

- ✓ これまでの振替処理はすでに定着しており理解もできていることから、わかりにくいとは思っておりません。
- ✓ 振替処理の問題点として、「制約の具体的な範囲が明確にならないと制約の解除とそれに伴う一般正味財産への振替のタイミングと振替額を客観的に判断することが困難。」という趣旨の平成 26 年度の研究会報告が上げられています。振替処理は法人の恣意性が入る場合があり客観性が保てないことがあるとのご指摘と理解しましたが、拘束純資産は指定正味財産が含まれるということですので、仮に拘束純資産を解除する場合には、振替額という科目を使用しなかったとしても同様の問題が残るように思われます。

(3) 指定正味財産について

現行の公益法人の会計制度では、寄付者より用途等の制約が課された 寄付金を「指定正味財産」として区分して扱っています。

これを、法人の機関決定により用途に制約を加えたものも併せて「指定純資産」として扱うという考えについて、どのように考えますか。

さらに、これは公益法人のガバナンス、自主性の強化を後押しするものである、という

考えについて、どのように考えますか。

[回答]

- ✓ 指定正味財産は、確かに公益法人独特ですが、受入れ財産に対する受託者責任義務の履行を明確化するために設けられた概念であり、これは平成16年会計基準の導入目的である「寄付者等から受け入れた財産の受託責任についてより明確にすることを通じて、広く国民に対して理解しやすい財務情報の提供」を示すための肝の部分と思います。指定純資産は、貸借対照表の特定資産と合致するという意味では分かりやすいかもしれませんが、しかし法人の機関決定により制約を加えたものは、逆に法人の機関決定により制約を外せることにもなり、指定正味財産と比べて拘束性が弱く、一貫性・継続性を担保できない可能性があるのではないかと考えられます。
- ✓ 不特定多数の者に支持を得た寄付として受託責任のある資金と自己資金を混在させることとなり、結果として説明責任が果たせなくなる恐れがあるのではないのでしょうか。指定正味財産という概念により明確化していた受託者責任の範囲が不明瞭となり、ひろく国民から見た場合の客観性が保てないことが懸念されます。また、法人による機関決定により制約を加えたものが拘束純資産（指定純資産）として表現できることが法人の自主性の強化と結びつけるのは飛躍しているように思われます。自主性の強化とは法人の組織運営から導き出すものであり、会計処理はその活動の結果を表現する役割と思います。基本的には法人の組織運営の在り方が重要となる問題だと考えます。
- ✓ 指定正味財産は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則において貸借対照表上の表示が義務付けられているため、拘束純資産（指定純資産）へ変更した場合はこの部分に影響します。規則を変える前提でないのであれば法律の要請に従えなくなると考えられます。また、財務基準のひとつである遊休財産額の算定を行う上でも必要な概念であることから、遊休財産額を導きだせるのかが不明です。
- ✓ 指定正味財産と一般正味財産を拘束純資産と非拘束純資産とに変更したとしても、その概念も公益法人会計独特のものと思われれます。指定・一般と同じくらい他にはない特殊性を持っているように見受けられるため、変更する意義があるようには感じられません。

(4) 事業費及び管理費の形態別分類の集約化と機能別分類について

公益法人会計基準においては、事業費・管理費の一般的・標準的な科目を、「給料」、「旅費交通費」、「水道光熱費」等の形態別分類によって示しています。これは、公益法人において必要となる事業費と管理費に共通する科目の事業費割合を把握するためには有用な分類と考えられています。

一方で、類似の科目を集約すれば一覧性が高まるという考え方や、事業の実態を明らかにする上では、「〇〇プロジェクト事業費」等の科目単位で表す機能別分類の方が適切であるという考えがあります。これについて、どのように考えますか。

(注)事業費割合の算定が制度上の要請としてあるため、仮に、活動計算書を機能別分類としても、形態別分類による事業費・管理費を財務諸表の注記として記載する必要が生じる可能性があります。

[回答]

- ✓ 注にて、「活動計算書を機能別分類としても、行政目的で形態別分類を求める」と明記されています。これは同じものについて2種類の作成を求めているということであり「作成も容易」と真逆の状況を示していると言わざるを得ず、公益法人に過度の負担を強いているように思われます。

(5) 「活動計算書」の様式例

「活動計算書」の様式例について、令和2年度の会計研究会報告書においては、例として様式例 A、様式例 B を挙げています。

活動計算書の様式について、何か御意見があればお願いします。

[回答]

- ✓ 本様式は一般目的のためのもので行政目的を満たすという視点には立っていないように見えます。公益法人は法律の要請に従うことが求められるため、上記(4)で示されている通り、本様式で作成すると、行政にあわせた明細書を別につくることになり、公益法人にとっては非常に負担が大きくなることが懸念されます。
- ✓ すべての非営利法人が上記の様式を使うことが定まっており、かつこの様式のみで定期報告などの行政目的も果たせるということでないのであれば、公益法人だけが敢えてこの様式を取り入れる意味を見いだせないように思われます。

(6) 事業別会計区分の取扱

公益認定法においては、収益事業等に関する会計は、公益目的事業に関する会計から区分し、各収益事業等ごとに特別の会計として経理することが求められています。

事業別会計区分の取扱について、何か御意見があればお願いします。

[回答]

- ✓ 注記で事業別の会計区分を示す場合、現行の内訳表のように事業別の会計ごとに横に展開していく記載になると思われます。現行では正味財産増減計算書と内訳表とは同じ様式で事業別の会計が横の表示となっているため、それぞれの合計数字が正味財産増減計算書と内訳表で合致していることが一目で確認できます。一方、活動計算書では事業別会計が縦で表現されているため、注記で表示している数字との合致を確認する上では一目ではわかりにくいです。作成が煩雑となり実務上の効率性が損なわれることが懸念されます。定着している現状の取り扱いで問題ないのではないかと思います。

(7) 正味財産増減計算書での有価証券評価損益の取扱

現行の公益法人会計基準では、有価証券評価損益は、損益計算書(「正味財産増減計算書」)の経常増減の下に別掲表示しています。

新しい損益計算書となる「活動計算書」は、法人の活動を表すものであることから、理屈の上では、活動には含まれない有価証券の評価損益は活動計算書には含めないことにはな

ります。

評価損益を直接貸借対照表の純資産に評価差額として計上する会計処理を採用すべきかどうかについて、何か御意見があればお願いします。

[回答]

- ✓ 現行の取り扱いで不都合を感じていないため、変更の必要はないと思われます。

以上